

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組みを強化 ～平成27年12月25日 厚生労働省発表～

昨年末より、厚生労働省は学生アルバイトの多い業界団体に対し、労働基準関係法令の遵守のほか、シフト設定などの課題解決に向けた自主的な点検の実施を要請するなど、労働条件確保の取組みを強化しています。

自主点検の内容

- 1 アルバイトを雇い入れる際、賃金や労働時間などの労働条件を記載した書面を交付していますか。
- 2 アルバイトを含め、常時10人以上の労働者を使用する場合、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出ていますか。
- 3 就業規則をアルバイトに周知していますか。
- 4 所定の労働時間は、週40時間※、1日8時間以内となっていますか。
※商業や接客娯楽業などの業種のうち、常時10人未満の労働者を使用する事業場は週44時間
- 5 アルバイトに法定労働時間を超えて労働をさせる場合、時間外労働・休日労働に関する協定（いわゆる36協定）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出ていますか。
- 6 1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間以上の休憩を、労働時間の途中に与えていますか。
- 7 少なくとも週1日もしくは4週に4日以上の日を与えていますか。
- 8 アルバイトに、勤務日数に応じて年次有給休暇を付与していますか。
- 9 賃金は、毎月、決まった支払日に、その全額を支払っていますか。
- 10 都道府県ごとに定められている最低賃金額以上の額を支払っていますか。
- 11 規律違反やミスをしたことを理由に、就業規則に記載なく罰金等を課していませんか。
- 12 週40時間、1日8時間を超えた時間外労働については、通常の賃金の25%以上、休日労働については、通常の賃金の35%以上の割増賃金を支払っていますか。
- 13 午後10時から午前5時までの深夜労働については、通常の賃金の25%以上の割増賃金を支払っていますか。
- 14 解雇する場合、少なくとも30日前に予告するか、30日分以上の平均賃金（いわゆる解雇予告手当）を支払っていますか。
- 15 タイムカード等の客観的な記録から確認するなどにより、実際に働いた時間を適正に把握していますか。
- 16 準備や片付けの時間（学習塾等の場合、授業以外に行う質問対応、報告書の作成等に要した時間）を労働時間としていますか。
- 17 賃金を一方的に引き下げていませんか。
- 18 1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施していますか。
- 19 アルバイトが退職を申し込んでいるにもかかわらず、人手不足等を理由に、継続して働くことを強要していませんか。
- 20 相手の同意を得ることなく、一方的にシフトの決定・変更を行っていませんか。
- 21 試験の準備期間や試験期間中などに、学生の希望に反してシフトを入れていませんか。

詳細はこちらでご覧いただけます。

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000108174.html>